

平成 28 年度和人会事業計画

法人運営方針

27年度通常国会において、社会福祉法人制度改革案が審議されている。この法案は、経営組織のガバナンスの強化・事業運営の透明性の向上・財務規律の強化・地域における公益的な取り組みを実施する責務などが盛り込まれており、高い公益性と非営利性を備えた社会福祉法人の役割が、今後、益々重要になってく。

一方わが国では今後、高齢化が一層進行し、2025年には国民の3人に1人の高齢者となると予測され、要介護者・認知症高齢者も増加すると見込まれている。

こうした中、昨年度から始まった第6期介護保険事業計画では、「地域包括ケアシステムの構築」と「費用負担の公平化」や、予防給付は市町村が取り組む地域支援事業に移行し、また、特別養護老人ホームの新規入所者を原則として要介護3以上にした。

一方、昨年介護報酬の改定で、特養、短期、デイサービスなどで5%以上の引き下げ、介護職員処遇改善加算のアップで、全体では2.27%のマイナス改定が行われた。

トリアスでは、この減額改定の影響で、27年度の収入は、概ね1000万円程度の減収が見込まれる。このため、光熱水費の節減や人件費の見直しなど経費節約に努めると共に、短期入所や、デイサービス利用率の一層の向上を図り、収入の確保に努める。

また、安定的な介護サービスの提供体制を強固にし、地域との連携を深め、地域の介護サービスの拠点としての役割を果たし、これまで以上に質の高い、きめ細やかで安心できるサービス提供に努めていく。

施設目標

ご利用者及びご家族の希望を最大限尊重し、一人ひとりに適したサービスを提供することにより、全ての方々にご満足いただける日常生活の支援に努める。

長期入所稼働率 98% 短期入所 95% デイサービス 85%

介護老人福祉施設

1 個別ケア

特別養護老人ホームは居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化が図られる為、今後より一層の効果的な個別ケアが求められる。

①から③について重点的に取り組んでいきたい。

- ①ご利用者の生活暦、価値観を踏まえた、活動を考えその人らしい生活が送れるように支援していく。
- ②ご利用者の施設生活支援の中で多職種との連携（カンファレンス等）や各専門的知見に重点を置き、体系的な本人を中心としたケアマネジメントを展開していく。
- ③ご利用者一人ひとりと向き合い質の高いサービスが提供できるよう自己研鑽し、全ての方に満足して頂けるよう努めていく。

2 看取り介護

施設入所契約時、また随時最期の迎え方についてご利用者及びご家族の意向を伺い、看取り介護について説明を行い、同意を得ていく。また、多職種と連携を密に図りご利用者、ご家族に最期までご希望に沿った満足頂けるサービス提供に努めていく。職員が不安なく看取り介護に取り組める体制をつくるため、看取り指針の見直しを行っていく。

3 健康管理と感染予防

ご利用者様の生活ニーズを優先した介護サービスを提供する上で、日常の健康チェックや急変時の対応を適切に実施し、ご利用者様の症状の悪化を防ぎ、安全で心地よい生活が送れるように努める。

定期健康診断の実施、各種予防接種を実施する。また、インフルエンザ・食中毒（ノロウィルスなど）の発生予防にも留意すると共に、医師をはじめ多職種との連携を図り、適切な対応を行い感染予防に努める。

また積極的に外部研修に参加し、個々の看護技術の向上に努める。

4 身体拘束をしないケアと事故防止への取り組み

ご利用者に対して、尊厳をもって身体拘束等の行動制限をしないケアを徹底する。やむを得ない場合にはご利用者、及びご家族から同意を得た上で、安全確保の為、拘束を行う。(切迫性・非代替性・一時性)

権利擁護について、施設内研修で勉強したことを実務の中で活用、意識していく。

また、ご利用者が安全で安心な生活が継続できるようリスクマネジメントを行い事故防止に努める。日々のケアの中でヒヤリハット報告書を積み上げていき、その人の特性を把握することで、重大な事故を未然に防いでいく。

5 認知症ケア

認知症ケアに対する専門的知識・技術の向上を深め、ご利用者一人ひとりの生活歴を十分に把握し、状態の維持・緩和を図る。

認知症があっても、ご利用者のその人らしさを大切にしながら、安心できるケアを提供することで、ご家族に安心と満足を頂けるよう努める。

6 人材育成と意識改革

質の高いサービスを提供する為、資格取得や研修委員・教育委員会を中心とした施設内研修の充実を図ると共に外部研修にも積極的に参加する。

施設内での事例研究に取り組むことで、職員全員が習熟し、研究発表会へ参加する。

7 食事サービス

食中毒防止のため、施設設備・食品衛生等の管理に努め、大量調理マニュアルにそって安全・安心な食事を提供するとともに、ご利用者の体調や好みに合わせた、きめ細やかな食事提供を行い、季節感のある行事食を通して美味しく楽しく食べるための食事サービスを充実させる。

また栄養ケアマネジメントを実施し、多職種と協働しながら一人ひとり気持ち寄り添いながら、食事・栄養面の支援を行う。

地域包括支援センターと連携し、介護保険支援事業や家族介護教室、デイサービスでの集団栄養指導などへの参画を行うとともに、災害・非常時にもご利用者が安心して過ごすことができるよう、非常食の備蓄・食事関連備品等の整備に努める。

食中毒 0件・非常食 200人分を5日間(15食分)備蓄

介護保険支援事業・ご家族介護教室 年2回

デイサービス栄養指導 年12回

を実現する。

8 その他

入所者の皆様が心豊かに生活していただけるよう、施設ボランティアの皆さまにご協力頂き、傾聴を主とした支援を行う。

トリアスデイサービスセンター

1 個別ケアと精神的ケアの実践

ご利用者への理解を深め、個性を尊重しつつ実態に即した自宅生活が営めるよう適切な援助を行う。また、相談や苦情などご利用者の意向を本人、ご家族から伺い、ケアマネや地域包括支援センターとも連携をしながら、ご利用者が安心して在宅生活が営めるよう支援していく。

2 機能訓練の継続的な実施

職員一人ひとりがケアプランを理解し、理学療法士を中心に、看護・介護職員も協力し機能訓練を充実させ、ご利用者の介護度の改善・維持を図る。

3 家族・地域との連携

家族との情報共有や相互理解を深め、ご利用者の自立支援に努めると共に、地域の行事への参加や交流を積極的に進める。レクリエーションのイベント情報を作成し地域住民の方々にも自由に見学、参加できる場を提供していく。

4 施設レクリエーションの充実

自然に生活機能向上になるようなレクリエーションや行事を計画し、利用者に楽しんでいただき四季を実感していただけるイベントを行っていく。

甲府市南東地域包括支援センター

甲府市高齢者支援計画に基づき、地域包括ケアシステムの構築を目指す。特に認知症施策において、27年度に完成した「認知症ケアパス」を用い、支援機関と連携強化を行い、認知症を有する高齢者とその家族が安心して暮らし続けるための支援体制の強化を図る。

28年度は、要支援者の訪問介護・通所介護サービスと、虚弱高齢者の元気アップ教室が、介護予防・日常生活支援総事業に1年間かけて移行する大きな変更期であると同時に、業務量も増加するが、混乱の無い移行を実現するよう、丁寧な対応を行っていききたい。

これまで対応した事例の特徴として、26年度から虐待対応件数が増え、さ

らに27年度は権利擁護対応件数も増え、今後も増加傾向にある。各職種の専門性を生かしながら、全員で対応していきたい。

問題や課題の多様化に対応できるよう、事例の検討や振り返りを行って、包括職員のスキルアップと対応能力の向上を図りたい。

- (1) 地域包括ケア体制の構築の推進
- (2) 介護予防マネジメント業務（新）
要支援1,2プラン作成
元気アップ高齢者支援事業（実態把握・プラン作成）
一般高齢者への介護予防普及啓発
- (3) 総合相談支援事業
相談対応・相談内容データ分析
- (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
ケアマネジャーの実践をサポート
ケアマネ交流会の開催（年3回）
- (5) 権利擁護業務
高齢者虐待対応
消費者被害防止
成年後見制度利用の相談・申し立て支援
- (6) 認知症施策推進事業・認知症高齢者見守り事業
早期発見早期診断の普及啓発
物忘れ相談体制の推進
認知症ケアパスを活用した在宅支援（新）
認知症サポーター養成講座（2回以上）
- (7) 家族介護支援事業
相談支援・家族介護教室開催（1回以上）
- (8) 配食サービス調査業務
- (9) 地域包括支援センターの機能や役割の周知
機関誌発行（年6回）・地域や関係機関への周知
- (10) 地域密着型サービス事業への支援業務
運営推進会議に出席、助言、市への報告

居宅介護支援事業所事業計画

利用者が住み慣れた地域で暮らすために医療と福祉・地域などの協働・連携を図り、安心して自立した在宅生活を継続できるよう支援する。

1 在宅生活継続への支援

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り自宅において、個人の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮する。そのために法人内の連携を強化し、スムーズなサービスが提供できるようにする。

2 関係機関との連携と協働

利用者の心身状況、その置かれている環境に応じて、適切なサービスが総合的かつ効果的に提供されるように配慮する。

終末期となっても在宅での生活が継続できるよう主治医や医療機関と連携を密に取り合い、きめ細かく適切なサービスを提供する。

3 利用者の尊厳を守る

居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、当人に適切なサービスが提供されるよう支援する。

4 相談援助職としての専門性を磨き利用者に還元する

専門職としての責務を自覚し、最新の知識、技術の研鑽につとめ物事を深く読み取る洞察力・何が起きているかを推察する分析力などを磨き、適切なアセスメントから問題解決に結びつける。